

第 25 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録  
議事（要旨）

日時：平成28年2月10日（水）

9：58～12：03

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 25 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成28年2月10日(水)

9:58~12:03

於 倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

【出席者】

委員 ; 小野(質)会長、森山副会長、荻野委員、陶浪委員、鳥越委員、  
(有)三和硝子工業所、小野(年)委員、小野(太)委員、  
守谷委員、藤原委員

事務局 ; 三宅局長、小西部長、山路次長、潮見所長、小原副参事、  
山本次長、鳩課長主幹、塩津主幹、柳井主幹、光枝主幹、  
星島主任、横山主任

傍聴者 ; 0名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項  
第15号議案「仮換地の指定について」
- 5 報告事項  
「第24回審議会議事録の内容について」
- 6 閉 会

## 【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

### 1 ●： 開 会

### 2 会議の成立宣言

- ： それでは、開会に際しまして、会議の成立要件の確認でございますが、本日の会議の出席者は10名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、事前にお配りしております開催通知のとおり、審議事項1件と報告事項1件を予定しております。内容といたしましても、前回と同様に審議事項として「仮換地の指定について」を1件と、報告事項として、「第24回審議会議事録の内容について」でございますので約1時間を目途に、11時には終了できるよう事務局として努力してまいりますので、審議会委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。また、会長におかれましても、この点ご理解をいただき議事を進行していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、議事録作成のため会議を録音させていただきますこと及び会議状況を写真にて撮影させていただきますことをあらかじめご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規定第2条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長になることと定められておりますので、これより小野会長に議事進行をお願いいたします。

なお、議事に先立ちましてご案内しておりましたように本日の審議会では審議事項として「仮換地の指定について」をご審議いただくようになっております。お手元に審議資料を配付いたしておりますが、こちらの資料につきましては、審議会終了時に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

- ◎： はい、それでは皆様おはようございます。これより会議に入りますけれども、先ほどの時間が1時間とかいっておられましたけれども、十分な審議をするために、頭から時間を制限しないようにお願いします。それともう一つ、今回の今日の開催日というのは、地権者の皆さんその他には区画整理だより等が発行されていないように見受けるのですが、周知されているのですか、周知されていないと思います。これを前提として「非公開」ということを勝手に言っているのも本来どうかと思うし、というように先ほど聞い

ていて感じました。地権者の皆さんへの周知はどうなっておりますでしょうか。事務局、今日の開催。

- ： はい。
- ◎： その前提があつての内容による「非公開」であるとかないとかというのが順番として決められる要件になると思うのですが。
- ： よろしいでしょうか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今回は個人情報が含まれておりますので「非公開」とさせていただきます。これにつきましては、2月3日に会長にお願いしたところでございます。また、「非公開」ということでありまして、権利者の方々にはこういう開催通知という文書はお配りしていません。ただ、ホームページには公開しております。以上です。
- ◎： もう一つ区画整理だよりを発行すればいいのではないのかな、常に思っております。では続いていきます。

### 3 署名委員の指名

- ◎： それでは本日の会議の署名委員ということですが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議規則に則りまして2名の方、署名委員として、守谷麗委員と藤原悌三郎委員をお願いいたします。はい、以上の二方、了承でございます。

### 4 審議事項 第15号議案「仮換地の指定について」

- ◎： 続きまして、会議次第の4ということですが、審議事項の「15号議案、仮換地の指定について」というのが出ております。1件のようですが、これに対する諮問書、それじゃ事務局朗読してください。

- ： はい、それでは諮問書を朗読させていただきます。

倉開第275号、平成28年2月10日

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会 会長 小野質様。

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業 施行者 倉敷市、代表者 倉敷市長 伊東香織。

第15号議案 仮換地の指定について（諮問）

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書及び図面に掲げる宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定を行いたい。ついては、同法第98条第3項の規定により、貴会の意見を伺います。

以上です。本日1件の仮換地指定をよろしく申し上げます。

- ： はい、続きまして諮問事項の「仮換地の指定」についてご説明させていただきます。  
今回の仮換地の指定は先ほども申しましたとおり1件でございます。前回、第24回審議会で8件の仮換地の指定についてご説明いたしました内容と同様に建物補償金に税控除を適用することができるように仮換地の指定を行うものでございます。土地の買収は平成27年3月末で完了ということでありましたが、この件につきましてはそれより以前から売却という話、相談を賜っていたものであります。借家人の方との合意形成が難航いたしまして、この度ようやく合意ができたということで土地を買収することになった訳でございます。建物補償金に税控除の適用を受けることができるように仮換地の指定を行うものはこの1件で最後となります。

・・・以下、仮換地指定について説明・・・（約2分間）

- ： 仮換地の指定についてのご説明は以上でございます。先ほどの諮問書のとおり、この1件の仮換地の指定についてご意見をお伺いいたしますので、会長よろしく願いいたします。

- ： すみません。ここで審議のご参考のために前回までの答申書では付帯意見として、「仮換地指定の対象である土地は、本件土地区画整理事業の調整用のために適切に使用すること」を付していただいております。ご参考のために、ここでご紹介させていただきました。この点を踏まえご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ◎： ありがとうございます。では先ほどの事務局からの意見を参考にいただきまして、審議の方をよろしくご発言等、委員の方にはお願いしたいと思います。もしないようでしたら、あたまを私が質問したいと思いますけれども。

委員の前の示されているパネルの中の今回の該当者の位置というのは都計道路のど真ん中を周辺に移動させるという内容ですね、計画の中で。この場合、都計道路の中のいわゆる道路にするために障害となる地域または場所みたいなものはあとどのぐらい残っているのでしょうか。これで都計道路はほぼ通過できる条件は整ったのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

- ： はい、よろしいでしょうか。

- ◎： はい。

- ： 今会長からのご質問ですが、都市計画道路の寿町八王寺線沿いにはまだたくさん建物もございます。だから、直ぐに直ぐということではないのですけれども、これから今後工事のための本来の仮換地の指定をしてそれから動いていただくということになりますので、まだこれから動いていただくという状況でございます。

- ◎： はい、■■委員。

- ： 十分理解してないのですが、今回は都計道路のど真ん中の赤いところから青い部分のところに移動される、こういう話ですが、この方はあの赤の土地を売って、今の仮換地の指定の場所はブルーの位置ですけど、それはそのまま残られる訳ですね。もう市に赤の部分を買りますよということではないのですね。
- ◎： はい、事務局どうぞ。
- ： 前回からもご説明いたしておりますとおりに今ここに建物がございます。ここを市が買うということになりますから、この換地、ここが市になるということです。このところを今意見書を出している方等につきまして調整するという形です。だから、今まで土地を買っているところはいくつもありますので、それで意見書の調整を行っていくということです。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： 前回も同じような質問か何か回答していただいたと思うのですが、赤のところからブルーのところへ移動しますよというところで、これは市が決めた換地先ということで、今度はブルーのところは今おられる方が既に了承しているか了承していないのかというのは別問題、とりあえず切り離して考えられている訳ですね。
- ◎： はい、事務局。
- ： はい、今■■■委員からのご質問ですが、もう市に土地を売ってしまうのでこの方は。土地を売ってしまうので、換地について極端な話どこに行こうが問題はないということでございます。
- ： 借家、借家なのです、実際の。よろしいですか。
- ◎： はい、■■■委員どうぞ。
- ： 挙手しないといけない。現在は赤い土地は借家です、実際の地権者の方は■■■に住んでらっしゃるのです。ですから借地人の方が出られれば問題はない。先ほどの質問、■■■さんはちょっと答えていませんでしたが、寿町八王寺線の都計道路の中に残存している建物は私の家を含めまして10件ないくらいなのです。もう6件ぐらいでしょうか。たぶん倉敷用水と南北のところまでは2件ほどしか残りません。ですから今1番のところがね、適切に事業のために適切に使われるのかどうかというのは前回も私がお話ししたように非常に問題があるのではないかと思うのですよ。
- ◎： ■■■に住んどられるのですね。この方は市に自分の土地を売却されるということは、この区画整理区域内に本人の所有権その他の権利は残存しないのですか。
- ： そういうことですね。
- ◎： では、ブルーの場所というのは今後具体的には誰の権利物になっていく予定の場所なのですか。
- ： 市です。

- ◎： あれも市ですか。
- ： 市が買い上げるのです。
- ◎： ということは、向こうが現在住んでいる借家人が今後どうなるかという見通しなりその辺の話についてはどうなっていくのでしょうか。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほどいろいろ言われたようにこの土地所有者、建物所有者の方は■■■に住んでおられます。そこへ借家人の方が今居宅として住んでいるという状況です。この土地を市が買うということになりますので、借家人の方にはよそに出て行っていただく。それでこの■■■に住んでいる方につきましては、市の方が建物補償をして出ていかれるというか、解体していただくと。土地については市の所有になるということになりますので最終的に市の土地が残るということになります。よろしいでしょうか。
- ◎： 物件の行方について私は理解できました。あと、先ほど■■■委員が言われたこの都市計画道路がらみの環境状況といえますか、それについては■■■委員が説明していただいたとおりなのですかね。事務局、確認しときたいのですが。
- ◎： はい、事務局。
- ： 今■■■委員さんが言われましたように建物、まだ数件この都市計画道路の全体的にはございます。その方については、今後本来の仮換地の指定をし、行政処分をして動いていただくというようになりますので、まだ今の段階でどうのということはございません。これからまた審議会に諮って仮換地の指定をして、皆様と個々に交渉して動いていただくというようになりますので、また今後になります。またその時期等が来ましたら、審議会にお聞きし、ご説明させていただきます。
- ◎： 他の委員さん、いかがでしょうか。質問その他確認しておきたいことがありましたらどうぞ。
- ： 会長。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： 本日のこの審議事項につきましては、前回の24回の時もちょっとどうするかという議論になりましたけども、この審議事項については同意するかどうかというのを決めまして、それでこれはもう税控除の考えのはずですので、そのことによって後で市が買い上げた土地についても調整のどうかといいますのは、後で話をしたらいいのではないかと思いますけれどね。
- ◎： では、本件をもちまして仮換地指定による倉敷市による買い上げといいますか、買収その権利移動というのは終了という説明がありましたが、今後はもうそういうことはないということでもいいですね。これで最後の案件ですね。はい、どうぞ。

- ： はい、建物についての税控除についてはもうこれが最後ということでございます。土地だけについてはまだ何件か継続している案件がございます。
- ◎： ということは、それも俎上に上がってくると。
- ： いえ、土地だけについては税控除の適用は、建物についての税控除は受けないので審議会には諮りません。
- ◎： はい、■■委員。
- ： すみません。この建物について今回ラストだと、土地についてはまだ残っていますということでございますが、それはどういう理由からなのですか。例えば予算枠がいつばいとか、もう時系列的にこの3月で閉めるとか、いろいろな理由があると思うのですが。
- ◎： はい、事務局どうぞ。
- ： はい、継続してというのが、売るか売らないかまだご判断できていないと、家庭的な問題とか相続的な問題とか、そういうことがあって、まだ判断できていない方が何名かおられます。近々判断していただくということです。
- ： すみません。そうするとまだ今所有者の方が判断しかねているという状況の方が何人かおられて、この方がもし売ると言った時には再度またこの審議会で審議するということになる訳ですか。
- ◎： はい、事務局。
- ： はい、先ほども言いましたように建物補償、要は土地に建物がある物件についてはもうこれで終わりです。
- ： だからその理由は何ですか。これで終わりという理由は。
- ： 建物補償するのに、税控除を受けるために今仮換地の指定をここで審議会に意見を聴くことをしております。土地については、この建物がない訳でございますから、審議会に諮る必要はないということなので、審議会には諮らないということです。
- ◎： ■■委員、どうぞ。
- ： 確かに建物については仮換地指定で税控除をされますから、それは審議会に諮ることは結構なのですが、土地については仮換地指定しなくても税控除があるのでという考え方だと思うのですが、ここで新規に土地を購入されるということは当然この事業のために買うと考えるべきであって、そうしますと付帯事項について適切にそれを使用するということの範疇に入るので、当然審議会に土地だけを購入する場合も連絡していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- ◎： 連絡？。
- ： 連絡というか報告です。
- ◎： 報告ですか、報告でいいの。審議事項になる、その辺の段階で。



- ： 報告で結構ですが、実際に適切に使われるので購入されたかどうかは、やはり審議会での判断事項ではないかと思うのです。要するに、土地の購入について私どもが審議会としてそれはけしからんということとはできない。ただし、その購入された土地が要するに、意見書提出された方たちの調整のために使われるのかどうかということは、私どもはいろいろ検討することができるのではないかと思うのですよ。というのは、もともとは保留地がないとか何とかという話もある訳ですよ。そうすると、購入して土地がたくさん余ったところを将来、市が売って利益を上げるということもあるのは、それはちょっとおかしいのではないか。というのは、もともと減歩は事業費用を捻出するために減歩されている訳ですよ。最初の段階の代替地の要するにね、換地計画が設定された時はそれ以上購入する必要がないということとされていると思いますので、それ以降購入されている土地が余剰の土地として上がってくるはずなのです。ですからそういうことを含めると、土地だけを購入されるケースも当然報告していただきたいと思います。そうしないと幽霊地が出ちゃいますから、私どもの知らない土地が、と思うのです。
- ◎： ■■委員が指摘された経過をたどって今まで来ていますけども、最後にその家屋だけではなくて、土地についてはあくまでもこの区画整理のためのという制限に当然市から制限すべき建物その取得や使用の枠はあると、制約はあるという発言ですね。私ももともとかと、それ以外のことに使われたりして、たまったものじゃない、目的外使用ということになると思うのでね。その点、いかがですか。事務局、どうですか。
- ： よろしいですか。
- ◎： どちらでもどうぞ。
- ： 私ちょっと思うのですけど、今日のこの案件を先に片づけてその他でやって欲しいのですがそれは。私が思うのに、この案件、今日上がっていることに賛成か反対か、先に結論出して、それを後からする。私たち審議会委員は出されたことについての審議会委員ですので。先ほどのように土地をたくさん買ったとかそんなことは問題ないと私は思うのですけれど。
- ◎： 私はそうは思いません。基本的にこの土地、本日の案件にしてもこれまでどおりの付帯事項等による答申書と言いますか、そういった制約のもとで同じ条件下で区画整理に適切に使用されているという前提で話をしている訳で、無関係のことを発言したり、審議したりしている訳ではないと私は理解しております。
- ： 私が言っているのは、この案件はどうですかと、無関係だと私は言っておきませんが。この案件はどうですか、これを片づけたらどうですかと、私は言っているのです。こんなことを言っていたら物事が長くなって、今この地区の状態を会長、知ってもらえるのですか。みんな早くして欲しいと、一日でも延ばしてもらったら困るというお話がずっと石見町の方はあるのです、もう一日も早くして欲しいと。こういうお話しをし

ていて案件が長くなったらと、私は思うのです。賛成か反対かはっきりして、進めないとみんなもう困っています、はっきり言って。区画整理を明日からでもして欲しいという人がいっぱいいるので、はっきり言って。

○： よろしいですか。

◎： いつの間にそういうふうなことになっているのかもありますけど、もともと95パーセント以上が反対していたところからですね、とにかくこの計画自体が倉敷市による独断とみんなの意見を踏まえない形で今日までできたのです。その弊害があったりして住民はそれを困っているのであって、区画整備が進まないことを困っているのではない訳ですよ。そこを勘違いされないようにしてください。はい、■■委員どうぞ。

○： ■■委員のおっしゃることわかるのですが、この案件で審議事項を決めてからという時に、たまたま市の方から仮換地指定はこれでない、建物は今後、要するに建物付きの土地を購入するつもりはないということだろうと思うのですが、その後に道路のための仮換地指定を行政処分としてやるという話に飛んだから、私は言っているのであって、その前に換地計画の意見書の提出について採用しなかった場合に適切に、要するに調整するというのは残っていますよと。ですからそれを考えると、当然それ以外の土地だけの購入についてもご報告をお願いしたいということをした訳です。ですから、そういうことをきちっとしないと、先ほどの■■委員のおっしゃっているのは、工事はもっと遅れますよと言っているのであって、あの付帯意見が了承されない限りやっちゃいかんということになっているのです。ですから、早くするためにはそういうことを報告していただいて、調整のことも話をして欲しいと言っているのです。ですからこれはまったく違ってない。倉敷市に対して言いたいことたくさんありますけど、その調整をどうしているかとか何カ月経っても報告はないのです。そういうことも含めてやはりきちっとして欲しいと思います。

◎： 倉敷市としては先ほどの■■委員の土地についても報告なり、異論ということに対しての要請についてはどう考える訳ですか。

●： よろしいでしょうか。

◎： はい。

●： その件については、この審議をしていただいた後に補足事項でご説明する予定でありますのでそこで話をさせてください。お願いいたします。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 私の理解が違っているかどうか、事務局に確認したいのです。要するに、土地の問題については仮換地指定が先にあって、仮換地された土地についてどうするこうするという問題が出るので、仮換地される前の土地の利用その他については、ちょっと順序が逆のような気がするのですが、そういう理解は間違っているのでしょうか。私は仮換地指定の

場合は当然審議会の意見聴きますよね、仮換地指定、これ1つ2つではない全体について。そのときの議論があった後、土地の利用、あるいはその中に買収の話もあるかもしれない。そういう仮換地指定、それと土地の処分の問題というように私理解しているのだけど、そういう理解は違うのですか。

◎： はい、事務局。

●： はい、今■■■委員が言われた件なのですが、本来の工事をするための仮換地の指定というのはまだ今後、先に行うと。今回については、市が調整のために土地を買うということなので、その建物についての税控除を適用するために仮換地の指定を行うということでございますので、まだ本来の仮換地の指定の前段の前段で今、仮換地ということでございます。今後について、先ほどから■■■委員が言われておりますように今後審議会にどういう案件をどのようにするという事は補足説明で私の方から説明させていただきたいと思っております。まずは審議事項についてお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎： はい、■■■委員。

○： 今■■■さんからも話が出ていましたが、意見を聞いて思ったのですが思ったことを言わせていただきます。というのはこの区画整理事業いろいろ紆余曲折があつて、大きなおもりを引っ張りながら進んでいるというふうな状況ではないかと思えます。その中で全て最初のステップが済んでから次のステップにということが実際やっておりますので、先ほど■■■さんの話等で出ましたようにまだ反対する方もおられる。一方、もう早くやってもらいたい人もおられる。その中で例えば全ての換地先が決まった上で、はいゴーよ、というような話であればみんなスムーズに行くのですが、一方ではまだ反対もする、仮換地先を指定しても意見を述べて、ここは行きたくないとかいろいろな意見を言っておられる方もおられる。一方ではもう工事を始めているところもございます。そういうことでありますと、この事業自体ある部分は先に先行していて、ある部分は全然動いていないという中でこの区画整理事業をやっているというようなことから、今言ったような皆さんが誤解を生むという状況が出てくるのではないかと私は考えます。

◎： はい、■■■委員どうぞ。

○： 要するに、議題は議題として決めて、後いろいろご意見があるのなら意見の交換を大いにやられたらいいと私はそう思います。

◎： 今まで出た発言が今回の議題に無関係なことではなくて、関連してそれだけの想像等を働かせて審議委員が発言されたので。全く無関係とは思っていないし、むしろ関係があるし、そういう視点もあるのかということを感じさせてくれたということもあろうかと思っております。ですから、■■■委員が指摘されました、あくまで区画整理のための用途という制約、それを守る形での今回の議題に対する審議会の結論、当然のことなが

ら同じような付帯意見を付けた形でのゴーサインというのであれば、そういう答申書を作成するということに対する同意ということになるかと思うのですが。

○： それでいいのではないですか。

◎： それでよろしいですかね。

〔委員より発言なし〕

◎： はい、それでは今日の仮換地指定の1番、■■さんに対する審議会の結論というのを出してよろしいでしょうか。基本的には今までと同じ形で同意ということと、これまでと同じような形での付帯事項をつけた答申書を市の方に提出するというところに特に支障のない限りはなると思います。その他の審議会の委員の方も、それでよろしいでしょうか。特に追加の発言なり指摘なりありますでしょうか。なければそのような形での議決をしたいと思いますが、議決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と委員より発言〕

◎： はい、それでは一応全員同意ということで、本日の15号議案仮換地指定の件につきましてはそういった事項を付けた答申書のようにしてください。事務局よろしいですか。

●： はい。それではよろしいでしょうか。準備いたしましたので、答申書の方を配付させていただきます。よろしいでしょうか。

〔事務局から答申書配付〕

◎： それでは、今お手元に配られました答申書に目を通してみてください。よろしいですか。私の方でそれでは読み上げさせてもらっていいですか。

平成28年2月10日

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会 会長 小野質から、  
岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業 施行者 倉敷市、  
代表者 倉敷市長 伊東香織様。

仮換地の指定について（答申）

平成28年2月10日付 第15号議案仮換地の指定については原案のとおり同意する。なお、答申に当たっては、下記の付帯意見を付します。

（付帯意見）

今回、仮換地指定の対象である土地は、本件土地区画整理事業の調整用のために適切に使用すること。

となっております。本答申書を倉敷市に提出したいと思います。委員の方、この案文の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と委員より発言〕

◎： 異議なし。では倉敷市長宛て答申書を発します。本件に関しては以上です。ありがとう

うございました。

## 5 報告事項 「第24回審議会議事録の内容について」

◎： では、引き続きましてよろしいでしょうか。今日の5番目の報告事項ということになっておりますが、「第24回審議会議事録の内容について」ということで、前回の議事録というのをお手元に配られているかと思えます。事務局、どうぞ。

●： それでは、報告事項の「第24回審議会議事録の内容について」をご説明させていただきます。今回の第25回審議会資料の2ページからが議事録となっております。3ページからまとめておりますように議事録といたしましては、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、審議会会議内容を取りまとめることになっております。次ページ4ページからが議事でございますが、審議会の内容といたしまして、審議会会議内容の1の閉会から2の会議の成立宣言、また5ページからが署名委員の指名及び審議事項、また22ページからが第23回審議会の議事録の内容についてとなっております、33ページに閉会となっております。議事録の内容といたしましては、時間の制約がございますので、省略とさせていただきます。また、署名委員でございました小野会長、小野年紀委員及び小野太宇司委員からのご指摘事項は誤字や表記方法等がございました。また、前回と同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎： はい、■■委員どうぞ。

○： 議事録拝見させていただいてケアレスミス等などですが、何箇所かちょっとおかしいなど思ったのがございましたのでご報告したいと思えます。まず第1点、12ページ、下から14行目あたりですが、会長の発言の次に「はい、事務局どうぞ」の後のところが、「はい、調整済みには石見町の何件がございます」というのがありますが、これは事務局ですから、白丸じゃなくて黒丸です。それから、29ページ、中からちょっと下のところ、これは私の発言のところですが、かなり後の方で「いろんな審議会とか会議でやっていすよ」となっていますが、これは「ま」が抜けている。下から14行目の「いろんな審議会とか会議でやっつい」の次、「ま」が抜けている。それから、その下、「倉敷市はやっついのか」となっていますが、これ「た」が抜けています。その次の行ですね、ですから「倉敷市はやっついのか」となっているのですが、「いたのか」ということで。要するに、不備なままずっと倉敷市はやっていたのかということをお私に発言したので、これは「た」が抜けている。この間違っているのはこの程度です。これは訂正された方がよろしいのではないかと思います。

◎： 今■■委員が指摘されましたが、私もかなり気をつけてもですね、まだ直ってなかったようです、事務局、修正できますかね。

- ： はい、先ほどご指摘がありました点につきましては、今回の議事録の最終ページにまた正誤表という形で訂正したものを載せさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ◎： ということは、訂正は。
- ： いやそれに関してちょっと。
- ◎： ■■委員、どうぞ。
- ： この24回の議事録でも書かれているように倉敷市としては、私が幾つか提案したり疑義を挟んだりしたことについて問題はないということで、議事録の確定は会長及び署名委員2名の署名押印によって確定するという事になっているので、これによりますと昨年の11月13日に確定してから、私が訂正をお願いしたいということで訂正しますと言われました。私がお聞きしたいのは、確定した議事録について訂正はその後どういう手続でされるのか。原本を訂正するのもしないのか、あるいは別の文書を出して訂正しましたというのを残すのか、あるいはこっそり直すのかお伺いしたい。普通の民間会社では、稟議書に間違いがあったりすると、必ずまた再稟議ですよ。ですから、その辺をお聞きしたいと思います。
- ◎： 事務局、いかがですか。
- ： 今回の第25回議事録の最終に正誤表をつけさせていただくという形にさせていただきます。
- ◎： ということは、具体的にはもう本文不備の訂正はできないというお立場での追加表記ですか。
- ： はい、そうなります。
- ： よろしいですか。
- ◎： どうぞ、■■委員。
- ： 確定したものは後から次の会議上で修正しますというのを付け加える。あるいは議事録の中に修正すべきというのを書かれている形のままで生きているということですか。別文書はつけないということですか。
- ◎： それについてはどうでしょう。
- ： 先ほど■■委員が言われたように議事録の内容に関しまして、今発言がありましたのでそれは載ると思うのですが、そうしますと、前回議事録の方となかなか分かりにくい部分がございますので、今回の第25回議事録の一番末ページに24回の議事録の訂正ということで、正誤表をつけさせていただこうと思います。
- ◎： 他の委員さんを含めまして、その方法でよろしいですか。
- ： 原本は変えないということですね。
- ： はい、そうです。

- ： 変えないということですね。わかりました。
- ◎： よろしいですか。
- ： そういうことがいろいろあるから私が前々から言っているのは、審議会で決定した後  
に日付等もつけて、署名は別にいいのですが、押印ね、その時にいただく方がよろしい  
のではないかという話をしていたので、まあそれはどちらでもよろしいかと思えますけ  
ど。訂正文書を載せるということですね。非常に恥ずかしいですけど。
- ◎： はい、■■■委員、どうぞ。
- ： 例が悪いかもしいのですが、判決がありますね。これに誤字脱字等がある場合、判  
決を変えることはありません、ただ更正決定という形で、文書を、判決を直すのではな  
くてほかの文書を追加して出すということなので、確定した文書をここの審議会で意見  
があるからさらに直すということはまずいので。ただし訂正したということを別の文書  
ではっきりさせる。具体的に今言われた文書のかわりに今日の審議会の議事録の中にこ  
ういうふうに訂正するというのがあるって、これはこれでいいと思うのです。確定した文  
書を直すというのはまずいので、何らかの形で別の書面に訂正した文書を付けるとい  
うことだろうと思います。だから、今の説明でいいと思うのです。確定したものを勝手に  
内容について訂正印を押すのはできるのかと言えば、それはおかしい。
- ◎： 裁判では改めて裁判長が判決を出し直さないですもんね、訂正の場合は。
- ： それでいいのではないですか。
- ◎： それでは先ほどの反映の中で、この訂正を3か所ですか、につきましては事務局の答  
弁の方法で、それを見せていただくと。それに関しては、この審議会の各委員も同意し  
たという理解にしたいと思いますが、それでよろしいですね。

〔「異議なし」と委員より発言〕

- ◎： それでは、とりあえず記載についてはそういうことなのですが、あともう一つ残るの  
は後半のですね、31ページから会議終了までの間にいろいろと発言等があったりしま  
すが、これをどういう形で担保するかという今後の問題も出てきます。議事録の表記、  
内容については、一応先ほどの訂正事項でいいかと。例えば具体的に言えば31ページ  
の私が言っている後半のところの下から5行目ぐらいのところですって言うております  
けれども、倉敷市当局としていろいろこの区画整理をどうしていくか、どういう方法で  
いくのか、どういうまちづくりをしようとしているのかといったような点とか、こうい  
ったものが正式な議題として挙げてくれるのかということ、局長に前回はまとめてお  
尋ねしました。この駅周辺等が今後どうなるのか、それに対しては32ページの上から  
3行目、事務局の答弁の中で積み残し事項といたしましては、軽微な変更といったよう  
なこともございました、ということに関係する案件がずっと7行目8行目以降ですね、  
上からですね7行目、問題があるから今日の時間的制約の中でも難しいですかね、だか

ら次回まとめて話を合わせた形で議論がされるよう、特別な議論の時間として取るように案件を取り上げていただくようにというのを、倉敷市当局にもお願いをしていたりもします。さらに、ちょうど真ん中辺りでは軽微な変更というのは、基本的には事業そのものは軽微でないだろうという大きな疑念が委員の中からも指摘されてきたりもしております。特に■■委員の発言等もここについては過去ありました。さらにその規模等によっては県知事承認が必要であると。軽微な変更というように理解してしまえば、今の安倍内閣ではないですが憲法の解釈で、本当に軽微な変更になるのか、なっているのかいないのかというような根本的な問題もある。これも過去の議論の中で出たことです。こうしたことも実に不信である。具体的にはさらに県の大きな鉄道高架も一つの方向とといったようなものも単にお金がない、計画を作り直しておりましたですね、効果等に大いに疑問があるということで、県は鉄道高架にも大きな疑問を呈して、その修正の動きを倉敷市長とするというような報道発表となっていたりして、そういった中にすべからく区画整理も倉敷市の方は、鉄道高架は無関係だと言いながら、県の方がその鉄道高架の用地取得のために縛られていることで、言っていることに大きな食い違い等が未だに残されたままになっております。そういうふうなことも修正があるかないか、今後のところほったらかしになったままで住民が翻弄されております。そういった議論ができるようにお願いしたいというのを感じます。

さらに、33ページ、閉会の5番のところ、お願い事項と申しますかこういったことについていろいろ質問となっておりますが、特別に議題として挙げて欲しいといったようなことも、市の方に申し入れをしましたが今後どうなるのでしょうか。次回以降それを踏まえた審議会が開かれますように事務局をお願いしておきますということなのですが、今回の仮換地指定、さらに言うと委員の方、それに対する動きも説明も私には何もなかった。その方向なんかということについては、方向性も示されていない。それに対して、33ページ、一番下の黒丸の、倉敷市の答弁の中では、次回の審議会につきましては、今会長が言われたことをどのようにするのかというのを検討した中で検討、という答弁がきちっと出ています。ということに対して倉敷市、事務局としてどのようにするのかを是非お答えいただきたいと思っております。

- ： 議長。
- ◎： はい。
- ： 問題は今会長が言われたことが間違いというのではなく、この議事録が正確に書いてあるかどうかの問題、まず報告事項を了承するかどうか。それからその上でこの中に次回の答弁についてというのがある、これ絶対に答弁してもらわないと困るのです。だからそれは分けてやらないとややこしくなります。
- ◎： 了解しました。形式的なものについては、今までの表現は3か所訂正ということをして



れるということですのでそれでいいと思います。委員の皆さんご了解して、この議事録の形式的内容については、これで承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と委員より発言〕

- ◎： 異議なしということで、内容については了承しました。あと■■委員の発言の中にありました、最後の市役所がやるということを今後どうするかということに対する態度、姿勢について。
- ： 質問が出た事項について。
- ◎： その段階に移りたいと思います。局長いかがですか。そういった問題が結局遠まわしになっている中で今まできて、強引に、その修正ができない、しないというようなトラブルなり前へ進まない。いかがですか。
- ： いいですか。
- ◎： どうぞ。
- ： 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業でございますけれども、この地区につきましては倉敷駅の直近のエリアではございますけれども、道路等の都市整備の整備が図られずに土地利用がなされていったという状況で、基盤整備というものはする必要のあると思っております。この地域は狭小な道路で駅へ向かわれる方が通り抜けのように道路を利用して、なかなかすれ違いも困難なような箇所もいっぱいございます。そういった意味ではこの地区の都市基盤の整備とそれから住環境の改善とかというものを図る必要があると思っております、市といたしましても引き続き関係者の皆様とご協議をさせていただきながら事業を推進していければと考えております。
- ◎： ちょっとお尋ねしたいのですが、この議事録の中にもありますが、県が主体でやると言われている鉄道高架事業のためには鉄道敷地が要る、その前陣として区画整理、第二区画整理事業がなされるということに対して倉敷市の方は全く無関係ですという整合性のない答弁が過去なされている。ところが、県は第二土地整備事業が進まないから鉄道高架もさらには進まないということで、双方の食い違いがマスコミ等でも顕著になっている。その点に対していかが。局長。
- ： 鉄道高架事業につきましては、県が費用対効果の数字を0.85というような公表されて以来、コスト縮減や工法の変更等の検討を、県の方としては行っている訳でございます。その中で高架区間の縮小とかというものもいろいろと検討されておられるのですが、その高架区間の縮減というものの検討ということ以前に、やはり第二土地区画整理事業の基盤整備・住環境の改善というものは必要な事業であると思っております。
- ◎： それは後講釈ではないのですか。それぞれの事業は無関係だと言いながら、双方がそのための条件とオーバーラップしてくるのか、それは鉄道敷地という部分が最初の問題でもあるし、県とすれば駅東の区画整理事業、36人の地権者ですかね、新聞発表はた

しか。それから、それに対してとりあえず合意がなされたということですが、それを考えた時にも県はマスコミ発表でも地下道化というものも併せて協議対象として倉敷市と協議をするというように軌道修正等もしてきたし。そうすると、地下道化というのは40億円ほどでできると国土交通省も認めている。そうすれば今後は鉄道高架の必要そのものがなくなっていく。費用対効果というのは600億、1000億と言われているのが、40億、高くなっても60億くらいでできると。そういうふうなところでマスコミ発表と県と、それから市との見解や計画整合性がとれてないものが何箇所もある。それぞれの事業を勝手に進めつつ双方がうまくいかない。それで大前提としての第二区画整理事業もですね、もともと地権者等の意見が今日までの経緯を含めて全く意見が採択されない。全ての意見が、県に対する意見書の提出がですね。農家の区画整理に対する意見書が100%却下されてしまう。本人たち、住民たちの意見が全く通っていない。そんな状況で今まできている。それでこのまま続けてもいいのですかという疑問があります。つい先日も倉敷市議が倉敷市長に立候補を予定しているというマスコミでの立候補表明がありまして、その中では鉄道高架も区画整理も白紙に戻すという時期に来ているのではないかというようなことを想定してという発言もあったように聞きました。その中で根本の住民や権利者が困ったから仕方ないからもう区画整理するという方向に行くのではなくて、意見が入った形で我々がつくった街区であり、まちづくりであるその周辺の基盤整備であるという視点からの再評価というのはできないのですか。またはアプローチの仕方がそれに則ったアプローチを今後するように、そういった点が大きく積み残されたまま鉄道高架も区画整理事業もしている。今言うように今まで遅々として進まなかった。方法論と視点が間違っているから進んでない、当たり前だという私は認識をしています。担当いかがでしょう。局長、いかがです。大きい問題なので事務局の答弁がないかと思うのですが。

- ： 区画整理事業につきまして第二でございますけれども、事業着手以来、地域の方からかなり意見書等も出ておまして、なかなか進んでいないという状況でございますけれども、やはり倉敷駅直近のエリアでございます。基盤整備と住環境の改善を図るのは市としても必要な区域と考えておりますので、引き続き地域の皆様とご協議をさせていただきながら事業を進めてまいればと考えております。それと鉄道高架事業、県の方がコスト縮減、工区の変更等、いろいろ今検討している状況で、寿町の踏切の地下道化というのが安くできるのではないのかというようなことの記事というのも載っておったかと思っておりますけれども、それで連続立体交差から単独アンダーにということで、方向が決まった訳ではございません。まだいろんな多角的な点から県も検討されているという状況でございますので、引き続き市としては鉄道高架事業の必要性というものを県の方へ説明してまいりたいと考えております。

◎： 立場、視点が違うとそのような答弁になるのでしょうか、根本的に私思うのは、今までただの1件も住民なり地権者なり、まちづくりを本気で考える人たちの意見を通さずに無視して今までできているということが根本に問題なのです。最初のあの街区の図面が提出された時から。それで市役所が作ったものでは無く外部コンサルに丸投げした案だったというのが過去流れておりますし、我々が作って、我々がこういう良いまちを作った、おじいさん、おばあさんの時代にいいものをつくったと言われるようなそういうコメントがでてこない。行政が勝手に押しつけるものに、出ていく人が悪く言えば追い出された、焦らなくても出ていった、住んでいる人たちの何の意見もない、入ってないところに今後ともそんなところに。そういうまちづくりの基本である住民が望む行政というものをしてこなかったから根本的にはそういう形で今まで遅々として両方の事業が続いてなかったという認識なので、その辺りについて今後何らかの方法、アプローチということを考えていかないと、この先いつまでこの事業等ですね、解決もせず行政的負担が、負の遺産が残ったまま続くのではなかろうかということを経視している。私も会長としてこの審議会というのは地権者等の意見が十分に反映し、それが行政当局である事務局に、よりよいものになる計画提示して欲しいということを求めて私たちはやってきたのですが、過去にもそういったことが一度もなく、我々市役所がやりたいとおりを承認してくれという形の審議会の結論が過去続いてきた。行政は住民なり市民なりがして欲しいことをすればいいんだと、行政がしたいことを考えては前途がないのです。その点についてどう考えるかと答弁を本当は聞きたいのです。局長の意見、越えているかもしれませんが、市長判断の。

○： もとの話に戻るのですが、行政としてそのお話はしにくいと思うのですね。まず開発、それから区画整理でこの町の開発が出たのだらうと思うのです。我々の本音で言うと結構出ていかれた方はしょうことなしにというより、割に外に出ていかれているのです、ここまできた以上は。だからそれはそれとして、個人の権利を十分に選択してやった訳ですから。今高架と、我々も本当にもっと理想と言え、高架ができて、南北と一体化してというのが理想なのですが、我々地権者に対してかなりいろんな負担が出てきたことが前提にありますからね、それをちょっとこう欠いたら出てこないと思いますね。だから、本当現実我々が今やらなければならないことはとりあえず地権者の快適な住環境をつくると言いながら、今が一番快適なのです。曲がった道路があつて、農地があつて、あと窓開ければぱっとそこへ緑が見えて、だからそれはまあそれとして、ここに都市機能をと市がおっしゃっている、その辺に対して我々の権利を少しでも取り入れていただけるように聞いていただきたいということで、現実的な話を進めていきたいと思います。もう議会がこの12月で、1月も県知事に高架の要請に行っておりますが、これはもう多分市がこれは別物だ言いながらもう一体物だと思っておりますけども、

それがあって初めていろいろな両方の開発の相乗効果が出てくるといったと思うので。意見というよりも漠然と感じておりました、この33ページの後ろに書いているように説明をしてくれというのは、これは無理だろうと思うのですよ。

- ◎： あ、いいですか。倉敷市として行政は、本当は30年、50年、100年の計で動いて欲しい。これは国民の心理、皆思っています、先を見越してね。例えば鉄道高架一つとっても、南海トラフの大地震が来た時に地上の上にあるものは先般の3・11の東北の大震災等についても地上から出たものは片っ端から壊れるのですね。それに対して地下道そういったところは地面と一緒に動く訳ですから、壊れてないのですね。そういう防災上の施設の地下道化と地上化、いわば地上そのもの等の被害に差があるという歴然とした事実。さらに、人口等減っていくというのは、ここ何年来、国を挙げて県を挙げて岡山県も人口減少傾向で、将来的に経済問題だけで地上にして考えた時のこういう公共事業、30年、50年先に誰がそういう費用を負担するのか、どういうふうになっていくのかという国民負担の問題が、そういった問題を考えたりし、なおかつ今度は具体的に南海トラフが起きてまちづくり等の復興だとかというようにときにそれらを言うならわかるけど、そういった視点が全くマスコミ等を含めて、市議会含めて視点が全くない、議論されてないまま今まできている。そういうことをもっと考えた計画というのが本当は進んで欲しかったと思っている。それから、ここの審議会でもありますが、この第二土地整理事業一つとってみてもですね、この中の大雨等の水災の時に排水の処理能力の問題等もこの審議会でも出てきました。そこの山田屋旅館の前とかその用水、冠水等の問題、それから地上高が2.何メートル、数字も出たりしましたが、そういう南海トラフの時なんかはこの地域全体の防災保安等に対する対策もどういう計画かということに対しても不十分な、全く調べることもないし、どこまで検討されているのかもわからないというような計画のまま、単に平面上の土地の割り振りのような形での区画整理しか今できてない。それははっきり言って余りにも薄っぺらすぎます。議論の中身、計画、住民の意見等が入らない。我々がつくった街区がないから、倉敷の駅周辺の町なんかを作るとか、それから美観地区みたいところに、何て言うのですかおんぶしたような格好しかできなかつたり。ドイツなんかでも駅の周辺というのはいろんな交通手段を初めとして駅の、倉敷駅の特に南側なんか、阿知の1丁目、2丁目、3丁目の辺なんかに住民が住んでいればこそ、ドイツなんかではまちづくりの活性化というのが担保されている、こういう形だけの町のあり方、倉敷市はですね駅周辺の計画を、総務省ですかね、計画を出してみたりこの第二区画整理事業の範囲を包含した形での計画書を出して承認されていることになってますが、人を見ずに町を景色としてしか見てないような計画でまちづくりというのが進んできたがためにいつまでたっても、お金をつぎ込んでエネルギーがもうある間はいいけれど、なくなったら町が衰退するというような

行政しか今なされていないというのが倉敷市の都市計画だ。私はそう認識している。私、専門は社会システム分析なので、そういうことをひっくるめて鉄道高架でも、経済効果だけ、人の心も人の動線もそういったものが加味されたまちづくりになっていないと、そういうところを本当は行政として重層的に検討したりした上での計画というものを進めて欲しい、それができてこなかったから住民はいい加減にしてくれというような形で諦めて市役所を軽視する、反対派はそういうところをきちんとした方がいいのではないかと思っているだけ。形を決めるのではなくて、みんなの心を具現化する形のまちづくり、機能づくり、施設づくり、さらには防災その他、将来負担も減らし、住民の命と財産と場合によっては人口も含めて守れる、そういう住みたい町、伊東市長も言っています、すみたいまち倉敷というのを本来あって欲しいと思うのです。

- ： 会長。
- ◎： はい、■■■委員。
- ： 会長のすばらしいご意見拝聴させていただきました。すばらしい豊富な知識ですばらしいまちづくりの構想を持ち、それは私認めます。だけど、この場は審議会ですから、審議会ですべてをどんどん発言するべきではないと、これ私の個人的な意見でございます。ですから、ほかの場で、例えば地権者の集会であるとか市長に面談されて、協議されるとか、そういう場でやっていただきたい。私どもの審議会ですべてをくどくどやるべきではないと思います。他の委員さんのご意見はいかがでございますでしょうか。
- ◎： それでは■■■委員からよろしいですか。
- ： 行政の方にはね、今会長おっしゃったように30年、50年先を見据えた事業を是非やっていただきたいと思います。で私はすぐ直下なので、目先のご質問をしたいと思うのですが、この24回の議事録の中でこういった記載がございます。12ページの上から9行目、事務局の方からのご回答ですね、今調整している状況につきましては、この11月、12月、年末までに審議会の皆様方にご報告したいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたい。それは私、実際の面積がどのくらい必要かというご質問をしたのについてこういうご回答をいただいているのです。それで私、これを年末までにというのには言われているので、2月ですからこれは当然報告が出てくると思ったのですが、これは一体いつになったら出るのでしょうか。ついでに、33ページの最後も、今会長が言われたことを、どのようにしたのかというのを検討した中で検討しますと、だから次回25回の審議会につきましては年内を目途に換地の調整についてご報告させていただくように考えておりますと書かれている。これが全然されてない。私先ほどの会長の何十年先というのはわかるし、そうして欲しいので、一番大事なのは約束したことはちゃんと報告すると、じゃあないかと思うのです。そうしないと、もう絵に描いた餅です

よ、口から出任せ。それでは非常に困るのでね。まあ25回目は残念ながらご報告なかったのですが、これはいつされるのか是非お伺いしたい。

- ◎： はい、■■■委員、それと関連してお願いします。
- ： 事務局はある程度さっきも発言があったのだけでも、前回は議事録で問題になったところの答弁は予定しておられるのではないかと思うので、鉄道高架かどうかというのを事務局に聞いたって、これは無理だろうと思うので、今■■■委員が21ページだったかな、ご指摘になったようなこと、それと関連して32ページの軽微な変更についてもご説明したいと思っているとか、換地の調整について、33ページ、具体的に権利関係が絡むし、個人の問題があるから、具体的に言える限度はあると思うのですが、この審議会でご指摘した議案については事務局で可能な限りの説明をいただきたい、こういうふうに思います。ちょっと鉄道高架がどうかというようなことを事務局に聞いたって答えられないと思うのだけど。■■■さん、何かさっき報告を予定しているとかという発言ではなかったかな。
- ： はい、発言させていただこうと思っていたのですがなかなかタイミングが。
- ◎： じゃあ、■■■委員、■■■委員の指摘されました答弁、問題出たこと等について答弁がありましたら、是非お願いします。事務局。
- ： 先ほどは■■■委員、■■■委員さんのご指摘のあったことについては、補足説明としてご説明させていただく予定でございました。遅くなって申し訳ございませんでした。先ほどのまず軽微な変更について少しご説明させていただきます。

軽微な変更についてございますけれども、この件につきましては第23回の審議会で一度ご説明しておりまして、第23回の継続審議会、第24回の審議会で再度補足的にご説明させていただくように予定しておりましたが、時間的な関係でご説明ができておりませんでした。ここで補足的にご説明させていただきます。そもそもなぜ疑義が生じているのか、根本的な原因は意見書について審議会からできる限り調整を図ることとの付帯意見が付くことを換地設計基準作成時に想定していなかったことが主な原因と考えられます。市といたしましても、この付帯意見を尊重し調整のため新たに平成24年5月から土地を買うことといたしました。皆様方等の合意形成ができるだけ図れるようにとの判断でございます。ご説明の前にこの原因を委員の皆様と共通認識しておきたいと思っております。

それではご説明いたします。第23回の審議会では、「軽微な変更とは」を肯定的にご説明いたしました。今回の補足的な説明では、軽微な変更にならない場合、すなわち換地設計の変更として取り扱った場合どのようになるのかということでご説明いたします。換地設計基準第18、換地設計の変更では、換地設計の変更以後、換地設計を変更する必要が生じた場合においては原則として変更にかかわる箇所について、「換地設

計基準 第16換地設計(案)の発表」及び「第17 換地設計の決定」の手続を再度行うと記載されております。ということは、平成23年7月に行った換地の供覧と同様の供覧を再度行い、その後意見書の提出期間を2週間設けて、提出された意見書は審議会の意見を聞いて、その内容の可否を決定する。その手順を時系列順に例を挙げてご説明いたします。

まず、Aさんから意見書が提出されました。審議会に諮り、意見書は不採択となりましたが、できる限り調整を図ることとの付帯意見が付され、市で換地の調整を行い、Aさんと合意形成が図られました。前回説明いたしましたように同意書をいただいております。その後審議会にAさんの換地の調整を報告いたしました。審議会委員の皆様からこの調整は「軽微な変更」に当たらないと、換地変更設計すべきとなりました。そこで、変更設計をすることとなるのでございますが、「換地設計の変更」に従い、審議会の意見を聞いて、Aさんに供覧いたします。この場合先ほど申しましたように「換地設計基準 第18換地設計の変更」では、変更にかかわる箇所についてですので、Aさん以外には供覧いたしません。果たしてAさんから意見書が提出されるのでしょうか。Aさんと市とでは合意形成が図られております。Aさんは市に同意書を提出しているのですから、Aさんからの意見書の提出はないと考えます。だから、軽微な変更として取り扱うように考えている訳でございます。意見書の提出がないということになれば、審議会の意見も聞く必要はございません。

最後になりますが、いま一度確認いたします。仮に換地の調整が不調に終わった方、また意見書は提出していないが、換地に納得していない方につきましては、市が今後行います仮換地の指定という行政処分に対して岡山県に審査請求が請求できるようになっております。また、国土交通省に再審査請求もできますし、行政事件訴訟法の規定により倉敷市を被告として取り消し訴訟を提起することもできます。これらの行為につきましては、全て倉敷市に対して行われるものでありまして、当審議会が何ら責任を負うことはございません。この観点からも鑑み、現在行っている換地の調整は倉敷市が責任を持って行っているもので、この調整の行為は軽微な変更と相当すると認識しております。この点をご理解のほど、よろしく願いいたします。以上で軽微な変更についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、今後の予定についてもご説明させていただきます。まず、換地の調整の状況でございますが、現在換地に関する意見書50件のうち、半分の25件については同意をいただいております。1件の同意をいただいた後に次の方の調整案を作成し、同意をとっていく作業の繰り返しをしているため進捗が芳しくございません。先ほど■■委員からご指摘がありましたように前回の審議会でご報告というようなことも述べさせていただきましたけれども、そういう状況で権利者の方についても休みしか会

えないとかという方がございまして、なかなか調整案に対しての回答をいただけない、こういう繰り返しをしているため進捗が芳しくございません。そういうことで、ある程度、8割、9割進捗した段階で審議会の方にご報告させて、ご説明させていただこうと考えております。今のところ3月末までには調整を完了させたいとは考えております。

次に、工事の予定でございますが、昨年2月に都市計画道路、寿町八王寺線の一部、道路側溝工事を施工いたしました。今後も引き続き寿町八王寺線の道路側溝工事に2月17日の水曜日に着手する予定でございます。

前の図面をご覧ください。前回施工した箇所ですが、西側の北5.8m、西側の南が4.4m、東側の南が1.0mの計11.2mを施工いたしました。今年度の施工箇所としては北側1.2m、南側5.0mの計6.2mを施工するように考えております。この工事につきましては犬飼土木さんが受注いたしておりまして、3月中旬には完了という予定でございます。来年度におきましては本来の仮換地の指定を行った上で引き続き寿町八王寺線、新たに寿町石見線、またご協力いただける部分などの区画道路工事に着手できればと考えております。以上、補足説明2点、ご理解をよろしくお願いいたします。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： 軽微な変更について私が話しているのは、今のご回答は軽微な変更について問題がないので審議会へ諮る必要はないというお話なのですが、もともと私がお話ししているものは、換地計画に意見書を出された方の意見書を不採択にしたときの付帯文、これがあるからお話ししているのであって、全ての根源はそこにある訳ですよ。これが通らないと工事はできないのではないですかという話をしているのであって、要するに、そういう観点から見ると、今まで仮換地指定についてお話は何件か聞いていますけれども、軽微なものでないという疑義のあるものは何件かあるようにも思う。それから、表に出てこないようなお話も、私地域の人から聞いている範囲内では、おかしいなと思うのがある。したがって、14回、15回でしてでしょうか、意見書の審査の時ね、その時の審議委員の方は換地計画についてのあれを見ていらっしゃる。したがって、どういう意見が出たというのもご存じで、問題点は何かというのもご存じですから、それについて調整をしているであろうと。第1次の審議委員でない私どもはそれについてわからないので、少なくとも意見書に従って調整された内容についてはお聞かせできないものかというのは従来から言っている一つ。それから、そういうことから考えると、その後調整のために随分土地を市で買ってらっしゃるようなので、それがどういうふうに調整に使用されるかどうかというのも知りたい、というのが2点目。それから、非常に土地を買っているということは、もともと換地計画が不備だったのではないかと。そうすると、根本的な問題になるので、そのあたりを含めてきちっと報告をしていただきたい。何が何でもそんなことはやめなさいという節ではないのであって、そういうことをきちっと報



告していただくことが事業を進める上では必要なのではないかという話をしているのです。だから、軽微な変更でないとかやってないからとかと言う資格はない訳です。要するに付帯意見のなるべく早く調整が終わったと、私どもとしては認めてあげたい、だからこそそれは早くお話をいただけないかと申し上げているのです。ですから、少なくとも50件のうち25件は調整が済んだということですので、かなりの点、調整したのだなというふうに理解はしていますが、そういうことをお話ししてくださいというのは、調整8件のころからしているのです。未だに1件も報告されてない、お聞かせ願えないというのは、私は非常に心外だと思っています。ですからなるべく早い時期にお話を聞かせていただけると信じているのですが。

●： はい、いいですか。

◎： 事務局、どうぞ。

●： 今■■委員から厳しいご意見、ご質問をいただきましたが、先ほども私申しましたように倉敷市と個人、AさんならAさん、BさんならBさんと個人的に市と、お話をしております。その方につきましても仕事をしておられたら、土曜、日曜しか会えないというような状況もあります。それから、案を一旦提示してもこの案ではだめだということがあって、また次の案を作成するのに時間も要します。そういうもろもろの要件がございまして、私、前回では年内を目途にというお話をさせていただいたのですが、申し訳なく思っております。先ほども申しましたように意見書50件のうち25件は調整が完了している訳でございます。同意書もいただいておりますが、残りの25件の方々についても、約5割の方には調整案も提示して、今ご検討いただいている最中でございます。市との考え方の相違はまだなかなか埋まらないようですので、4月以降に開催いたします次回の審議会の中で換地の調整状況についてご報告させていただきますので、その報告の状況、どういう調整をしているかを聞いていただいて、そういういろんなご判断をしていただきたいと思いますと思っております。実際そういった図面等を見ていただいた方がご理解がしやすいのではないのかなと思っておりますので、次回の審議会でこういう調整をいたしましたという報告の中でいろいろご判断いただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎： ■■委員が言われたのはもともと、軽微な変更で固執するというのは、もとへ返せばもともと県知事承認の取り直しというのをしたくないという本音はもう前から聞いて明らかなので、それで軽微な変更で固執するのはどうかとは思っています。端的にそういうふうな感想を改めて申します。それぞれ調整というと聞こえはいいのですが、はっきり言って倉敷駅東の区画整理事業の時も最後にはもう行政代執行でもってやりますというような形で、あれ新聞紙上にも出ましたけども、別の視点から見れば、倉敷市が地権者を恫喝して同意させてしまったということであって、本人が進んで、ああ、この内

容なら同意しましょうということで判を押した訳ではないと思っております。いわゆるそういう強引な行政の経過が倉敷駅東の区画整理なので。同じことが第二区画整理事業でも行われていると私は認識しております、話を聞いて。50件のうちの25件、これももともとの計画は一切変更しません。あなたたちの意見、最初から無視したままで市が提示する案に賛同してくれという意味での25件調整が済んだという、屈服させた訳ですよね、地権者を。いろんな視点があります。それが社会システム分析の多方面からの分析ということなので。そういうことを考慮してない行政を今まで倉敷市が行ってきたから長引くし、合意も得られないし、いい計画だという前提がつかられないまま住民が振り回されてきている訳。その事実認識をして修正等しない限り、これは難しいと思いますね。行政は市民のためにあるので、行政がしたいことを住民に押しつけるのは本末転倒です。その認識が倉敷市なり、事務局にありますか、それがないとだめ。本来逆転している発想だと思うのです。■■委員、先ほどの事務局の答弁で納得されましたか、どうでしょう。はい、続けてどうぞ。

○： 数字が出てきたり、具体的な事案が出ない限り私、何も言えないのですが、先ほどご発言のように4月あたりになるのでしょうか。次回の審議会ではご報告しますということですので、それを信じまして納得します。

○： これはちょっと、いいですか。

◎： ■■委員どうぞ。

○： 市対個人の関係で、例えば、ここの場合私はわかりませんが、ほかの委員さんは大体AとかBとかCとかが誰かというのすぐわかる訳ですね。そういう関係で、どこまで具体的に報告できるかどうかというのは、これは問題になると思うのです。その辺もひっくるめて、さっき4月に報告する予定ですと言いつつ切られたのだけど、その報告の内容についてはやはりどの程度の報告になるかというのは、これはわからないと思うのです。そういう感じがしますけどね。市対個人の問題、私はわからないけどAとかBとかという誰の問題だというのは皆さんほとんどわかってしまうわけでしょう。という感じがします。

それから、会長に反論する訳ではないけど、駅東地区は私も委員なのです。審議会では区画整理法に基づく直接施行をやりなさいという意見が大部分で、数回議論があったのですが、私の立場からすると非常に慎重過ぎる。もっともその中には、通知書を送って渡したら、追いかけてきて、元へ戻してこれは受け取りませんというようなケースとか、権利の届け出をしなかったから、換地の対象がなかった、そういう方もおられた訳です。私は市の肩を持つ訳ではないけど、直接施行については新聞に出たのは相当延びた後なのです。必ずしも力でもってねじ伏せたという印象は私に限らず駅東地区の委員さん毛頭思っていないのではないかと、特に地権者なんか、という感じを受けました。念

のために申し上げます。

- ◎： 地権者の人が強行なのですか。
- ： 早くしてくれと言って。
- ： 権利者の人が強行で、駅東地区の場合は。
- ： そこで商売したい人とか。
- ： 特に商売している人があそこは多いですから。
- ◎： いや、5人は私の友達なので。
- ： だから、今後の議論というのは、私は事務局で対応していただきたいのです。鉄道高架がどうのこうのというような議論は無駄とは言わないけれど、ちょっと我々は。
- ◎： だから、もともと関係ないというところからもう踏み込んで来られないから問題であって。
- ： ■■委員が言われた後で■■さんの説明とか、ああいったものをどんどんやれる範囲でやったらいいと思うけど。一つ飛び越えて何か議論が進んでいるような気がする。そういうと会長は相当不満だろうとは思いますが。
- ◎： いや、私個人の不満ということではなく。基本的には進めるのならそれなりの同意がなされる状態をかもし出してやるしかないのです。それができなくて住民が納得させられるのであれば、住民がやり方がまずい、それをどうみていただくか、さらに■■委員が言われたような指摘事項についてもそれをなおざりにするような、言ったこと約束したことはちゃんと守りなさいと、そんなことは当たり前のことなので。それを次回以降は保証、担保していただきたいということで、今日の締めみたいにしてよろしいでしょうか。はい、■■委員。
- ： 1つ事務局に聞きたいことがあったのですが、時間もほとんどありませんので次回にさせていただきます。端的に言いますがいろいろと話があるのですが、何かというと、結構市の方で土地を買われていますが、これについていろいろ調べてきました。どうも財務課で調べると、去年の8月時点で38億6,000万円の土地を買ったという話なのですが、一方この第二の区画整理事業、市から県に実施計画書が上がっています。その実施計画書の中の12ページ、支出という項目の中に土地の購入費は計上されていません。どこから38億6,000万円を引き当てて仕事をされたのでしょうか。というのが基本的な問い合わせでございまして、そうしますと、これはどういうふうにこのことを解釈するか、人によって違いますが、実施計画書には土地の購入は計上されていないのであれば、38億6,000万円の引き当てがどこにあるのか、それからもう一つは、土地の購入ということが実施計画書に書かれてないのであれば、この審議会が土地を売った人に対して税金の軽減について裏書きをする行為というのはこの事業からして外枠であってというふうに考えた次第でございまして。その件について市の方で

明確な答弁ができるなら、お願いしたいと思います。

◎： はい、事務局どうぞ。

●： 時間もなく皆様方にご迷惑かけてもいけませんので、簡潔にお答えしたいと思います。まず1点、38億円ですがそのお金が土地代にというような話だったのですが、これにつきましては、土地代や建物補償費等、それから業務委託等々を含めてこれだけの数字ということでございます。それから2点目、実施計画の中で土地代が入っていないということでございますが、これにつきましては減価補償金。ちょっと修正いたします。38億円は建物補償費、先ほどのとおりでございます。それから、実施計画の中に土地代が入っていないということでございますが、これ減価補償金というところに書いてきております。それから、先ほどの土地を別を買っているのが事業計画、実施計画の中に含まれていないということでございますが、あくまでもこの第二土地区画整理事業は減歩率を19%とするということに基づいて事業計画を作成し、これに基づいて施行いたしております。これ一つのスキーム、基本というものでございます。これ以外に皆様方のご負担を軽減するという事で、市の施策として減歩率を19%から13%に緩和する。このためには新たに土地を買わなければいけないということで、この実施計画上の仕組み外で市の施策として予算計上をとり、議会の承認を得てこれだけの土地を買っていた。これが第一弾の減歩率の緩和の6%分、13%にした分でございます。それからその後、平成24年5月からも新たに意見書に対して皆様方にできるだけご協力いただけるようにということで、新たに土地を購入した中で皆様に同意をいただくということで、これについてはまた別枠の事業として予算計上し、議会承認を得てその予算取りをして買ったということでございます。以上、よろしくお願いたします。

◎： はい、■■■委員。

○： 先ほど減価補償金というところへ計上していますというような話なのですが、減価補償費というのを調べますと、もともとは、ここへ書いてあるのを読みますよ。公共団体等施行の区画整理事業においては、整理後の地区内の宅地の価額総額が整理前の宅地の総額より減少した場合には施行者はその減少額を宅地の所有者及び借地権者に補償金として交付しなければならない。これを減価補償金と言いますというふうに書いてありまして、この金を引き当てて土地が買えるとはどこにもうたっておりません。

◎： はい、事務局。

●： よろしいでしょうか。先ほど■■■委員からありました109条ですね、109条減価補償金ということの法律については確かにそう書いておりますが、国土交通省からの運用指針ということで、お金を交付するというのではなくて、皆様方の減歩を低減する、すなわちそのためには先行買取で土地を買うという方法を用いるという国の指針が出されております。全国ほとんどの自治体が減価補償金につきましてはそういう形で新たに

先行買収をして、皆様方の減歩を低減するという手法を用いておりますので、何ら問題ないと考えております。

- ◎： はい、■■■委員。
- ： そういう答弁でございますが、市が県に出した実施計画書が全てでございます。そこには支出計画の、先ほど言いました減価補償金についてのコメントは何も書いておりません。ですから、この実施計画書そのものが全てでございます、それ以上でもそれ以下でもございません。そうしますと、ここの支出という項目に土地の購入ということがない限り、これは市が県に出した実施計画書の外枠だというのが普通の解釈ではないでしょうか。
- ◎： 要するに事業認可の状態から変化してしまったという話ですね。■■■委員、どうぞ。
- ： 要するに、今副会長のおっしゃっているのは、一番最初の計画書で、いわゆる減歩率が19.5%の時の話ですね。要するに、19.5%では、最初は減歩率が19.5%で設定されていますから、これは従前の公共用地と従後の公共用地の面積比から19.5%を減歩すればちゃらですよということなのです。だから、土地を買う必要はないということ。それがだんだん土地を買って、減歩率を下げ、今平均減歩率13.5%ですかね、13.5%、要するに6%分は土地を途中で買うというのをやっているのです。それ6%分購入して、13.5%になった後で換地設計案が出たのですよね。今後ご説明していただくのに当然入ると思うのですが、その後も土地を買い続けたから、そうしますと、従前と従後の公共用地は随分多くなるのではないかと。市が買ったのだから、要するに自分たちであれするからそれは違うよとおっしゃるかもしれませんが、そういうことを考えると、私の簡単なあれでは2%ぐらい減歩率下げてもいいのではないかなと思っております。具体的な数字聞かせてもらっていませんからわかりませんが、要するに、土地を買ったのをどう使うのかという問題なのです。そうすると、事業用地に適正に使用することという絡みがあるから、それを他の地権者に還付するような形で利用しようというのか、関係なしで市の収入としてそれを売った後入れるというのだというのも、非常に大きい問題になるので、例えば石見町の場合は物すごく土地を買ってすかさずですからね。そうすると、もう減歩率ゼロよりもプラスね、プラスでもらって、ということはマイナス減歩率でもいいのではないかなと、というようなことにもなるので、具体的なそういう数字を教えてくださいたいと思います。これは最初の計画が19.5%だから、土地は購入する必要はないとなっている訳です。
- ◎： ありがとうございます、市の答弁を■■■委員がしてくれるようになったのですが、はい、■■■委員どうぞ。
- ： ■■■委員さんの説明はそうかも知れませんが、基本的に事務手続として市が県に実施計画書を出している訳ですね、それは前提があります。それに対して個々の土地を買

うということが計上されてないにもかかわらず、市が買ったということは、これは予算の引き当てにどうこう、ここには計画書には22億9,000万円お金が計上されていますが、この言葉自体は先ほど読んだとおりでございます。これで土地が買えますというのは基本的にこの表現、減価補償金という言葉が土地を買ってもいいですよということにはつながらないと思うのです。ですから今まで買って来たお金という引き当てが全然ないにもかかわらずこれだけの金38億6,000万円の金を買ったということになりますと、それが非常に大問題ではなかろうかと思うのです。だから、もしそういう必要があるので、実施計画書を県に対してそれが分かった時点で出すと、承認を受けるといふふうなものではないでしょうか。

- ： それ議論しますか。私は問題ない、法律上は問題ないと思っているのです、それ議論したら切りがないかもしれない。
- ： 法律上問題ないと。
- ： 問題ない。いつでも報告書を変えればいい訳ですから、計画書。これは計画書を単に変えるだけのこと。予算も議会の議決を経ずに支出したら問題あるけども、議会の議決に基づいて支出したので、法律上は全然問題はないと思うのですよ。
- ◎： ■■委員の発言をここで聞いておりましたけれど、要は当初計画を逸脱した形で変更承認とか変更認可を受けないままでつじつま合わせみたいな形で皆さんに出しているという。この流れを何もせずに行ったから悪いというふうに見受けられたのです。いかがかな、■■委員さんどうぞ。
- ： 話がございましたが、本来この減価補償費というのが書いておりますので、これについてその本来の言葉の意味どおりに金が使われるというのが本来の役目だと思うのです。それに対して、これをこういうふうな解釈だから使ってもいいよというのは、これは本末転倒で、もしそうであれば、この減価補償費についてはこうこうでありますよといって尚書きをして、この計画書に載せるべきと思います。この計画書が今生きている限りは、これは38億6,000万円というものの引き当てがないままに使われたというふうな解釈するのが妥当ではないでしょうか。
- ： 裁判所で判断してもらいますよ。
- ： はい、よろしいでしょうか。
- ◎： 事務局、どうぞ。
- ： 簡潔にお答えいたします。先ほど言いましたように減価補償金、これ109条、逐条解釈を皆さん今日お持ちでしょうか、逐条解釈の199ページ、改訂版を出している方はちょっとページがずれているかも知れません。109条というところに減価補償金という条文がございます、その右のページの註の5番ですね、そこを読ませていただきますと、実際の施行に当たっては減価補償金相当額の範囲で従前の宅地を公共施設充

用地として先買いを行い、公共減歩率を低減し、減価補償金を交付しないで済むようにするか、その額を少なくするように努める例が多いと書かれております。それにつきましては、国土交通省からの運用指針にもありまして、皆様方の土地を先行買収して、減歩率を低減させる、そのために充てるお金ということになっております。これは何ら県に伺っていただいても結構ですし、国土交通省に伺っていただいても結構ですし、裁判、それをやられても結構ですし、何に問い合わせしていただいても市としては問題ないと認識しております。それから、先ほど■■委員さんのご質問でございますが、実際の減歩率は当初25%、25%から19%に低減し、これが減価補償金に相当する先行買収分、それについては実施計画書の中の減価補償という中で、予算で予算計上されております。それとは別に平成17年12月ですか、前市長が減歩率を19%から13%に低減するということを明言いたしました。この中でまた新たにお金が必要になるので、それでは実施計画書上、本来の区画整理と逸脱するような形になるので、別枠で予算をとって減歩率を低減した。その13%で換地設計を実際に行っております。これがもう13%ということで決定していますので、減歩はもうこれから下げることができません。先ほど■■委員が言われたようにまた市が土地買ったのだから減歩を下げればいいではないかというご発言でございますが、市が買った土地は市の宅地という扱いです、市の宅地、だからこれは実際残る訳です。先ほど私が申しましたように13%低減するという土地はこれはなくなったと、皆さんに還元している訳です、減歩率を低減するというので。だから、13%で設計をした。このようにご理解していただいたらと思います。この事項につきましては、また別の場所でいろいろ議論させていただいても結構です、またそういう場も持たせていただきたいと思います。以上です。

◎： はい、■■委員。

○： もう時間がきていますので、これ以上は止めますが、もう一度これについては事務局とゆっくり話をしたいと思います。私の感じとしては本来こういうふうな計画書におきましては、非常に王道な話をしますと、国際間で基本的にこういう契約書を取り交わすときにはまず何を描くかということが問題になります。例えば、今のご時世では英語というのは一般的でございますが、仮に英語で書くということになりますと、当然英語に対して、相当抵抗がございます。そういうことでその契約書に使う英語の単語についてここは日本でございますので、日本のある団体とある団体、例えば巨人でもいいのですが、契約書を取り交わす時には日本語でございます。そこには公序良俗という一般的な基本の中でこの案を理解します。その中で何もコメントがないのであれば、これはそれ以上のものでもなし、それ以下のものでもない、この契約そのものでございます。私の意見は以上ですが、今後どこかの時点で事務所と話をしたいと思います。以上です。

○： 会長、一点だけ質問があるのですが。

- ◎： はい、■■■委員。
- ： 私今までいろいろ、いつも疑問に思うのが市が土地を買い上げるとおっしゃるのですが、これは市が直接買っているのでしょうか。あるいは開発公社が買っているのですか。
- ： はい。
- ◎： はい、事務局どうぞ。
- ： 19%から13%に低減する際は公社が買いました。
- ： ああ、そう。
- ： それからこの前買っているのは市の予算で買っています。公社が買った分につきましては、随時買い戻したしております。
- ： わかりました。
- ◎： ■■■委員、よろしいですか。
- ： はい、よろしい。
- ◎： 今日はむしろ後半の。はい、事務局。
- ： 次回の件はまだよろしいでしょうか。次回の審議会。
- ◎： 予定ですね、ではしてください。
- ： 次回第26回の審議会でございますが、この4月には定期の人事異動がございますので、4月以降、できるだけ早い時期に換地の調整状況についてご報告させていただくように考えております。また開催できる時期になりましたら、事前に日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- ◎： ■■■委員の言われる、言ったことはちゃんと守れという。それでは、本日いろいろと後半充実した。
- ： 終わりごろの議論がおもしろかった。
- ◎： おもしろいですね。もっと前の前の段階でどんどんあって。それでは、今日の話は以上のように各委員さん、事務局とも理解したとおりで、今後ともきちんと運営して欲しいと思います。本日は皆さんお忙しい中ありがとうございました。
- ： 済みません、時間がきておりますが、先ほど申し上げましたように換地の調整状況についての報告ということがございますので、次回審議会について個人情報が含まれることとなります。それで、「公開」、「非公開」について今ご検討いただきたい。また、事務局としては「非公開」に該当するのかなというふうに思っているのですが。
- ◎： それは話の仕方ではないの。基本的に個人情報というのを審議会で考え過ぎているので、やっぱり地権者その他にどのように知らせるか、その中で守るべきところは守っていくという姿勢が必要であって、やはり「非公開」、「非公開」と先に言わない方がいいと思いますよ。



- ： それでは、内容によってまた事務局と会長と調整させていただくという。

## 6 閉 会

- ◎： それから区画整理だより等についても、行政当局のやりたいことだけのみではなくて、今日意見出ませんでしたけども、地権者等がどう考えているかというような一種の誌上討論なり意見書なり、そういった形の運用がなされればいいなというふうに思っておりますし、そういうように聞いております。ということで、今後はとにかくきちんと情報を共有した形で判断ができるように地権者が納得できるように、それができないのなら止める、それがうまくいくなら事業を進めるとそういうことでやって欲しいと。では、本日は以上で終了させていただきますので、お疲れさまでございました。
- ： ありがとうございます。冒頭申し上げましたように説明資料の方を回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

第 25 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会  
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議  
会会議規程第8条の規程により署名する。


平成28年5月16日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 小野 質 

委 員 守谷 麗 

委 員 藤原 悌三郎 

(第24回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録 議事(要旨) 正誤頁)

審議会資料 P.12 (ホームページ公開議事録 P.11) 下から13行目

(誤)

○: はい。調整済みは石見町も何件がございます。

(正)

●: はい。調整済みは石見町も何件がございます。

審議会資料 P.29 (ホームページ公開議事録 P.28) 下から21行目

(誤)

いろんな審議会とか会議でやっていますよとおっしゃるのですが

(正)

いろんな審議会とか会議でやっていますよとおっしゃるのですが

審議会資料 P.29 (ホームページ公開議事録 P.28) 下から22行目

(誤)

ことを倉敷市はやっていのかと。

(正)

ことを倉敷市はやっていたのかと。